

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成30年7月30日

| | | | | | | | | | | |
|----------------|---|---------------|---------------------------|-----|----------------------------|-------------|-----------------|----|---------|--|
| 案件名 | 市営藤野駅周辺駐車場の管理運営に関する今後の取組について | | | | | | | | | |
| 所管 | 都市建設 | 局区 | 道路 | 部 | 津久井土木事務所 | 所 | 担当者 | | 内線 | |
| 概要 | 市営藤野駅周辺駐車場について、平成29年2月に策定した第2次さがみはら都市経営指針(実行計画)に基づき、平成31年度を目途として、管理運営方法等について見直しを行うとともに、相模原市営藤野駅周辺駐車場条例を廃止するもの。 | | | | | | | | | |
| 審議内容(論点) | 管理運営方法について 相模原市営藤野駅周辺駐車場条例の廃止について 今後のスケジュールについて | | | | | | | | | |
| 実施計画の位置付け | なし | 施策番号及び実施計画事業名 | | | | | | | | |
| 審議日 | 関係課長会議 | 平成30年 | 6月 | 13日 | 政策調整会議 | | 年 | 月 | 日 | |
| | 局・区経営会議 | 平成30年 | 7月 | 31日 | 政策会議 | | 年 | 月 | 日 | |
| 日程等調整事項 | 条例等の調整 | 条例 改廃あり | 議会上程時期 | | 平成31年6月 | 定例会議 | 報道への情報提供 | | 資料提供 | |
| | パブリックコメント | なし | 時期 | | | 議会への情報提供 | | 部会 | 平成31年3月 | |
| | 審議会等、協議会等の設置 | なし | 個人情報の目的外利用等 | | なし | | | | | |
| 検討経過等 | 関係部局名等 | | 調整項目 | | | | 調整状況 | | | |
| | 経営監理課 | | 民間活力導入の進め方について | | | | 調整済み | | | |
| | 総務法制課・経営監理課 | | 公の施設廃止後の貸付けについて | | | | 調整済み | | | |
| | 企画政策課 | | パブリックコメントの実施について | | | | 調整済み | | | |
| | 総務法制課 | | 民間貸付時の市有財産の取扱について | | | | 調整済み | | | |
| | 打合せ・会議の経過 | | | | | | | | | |
| 月日 | | 会議名等 | | | | 内容 | | | | |
| H30.3.2 | | 関係課担当者打合せ会議 | | | | 管理運営方法等について | | | | |
| H30.5.28 | | 関係課長会議 | | | | 管理運営方法等について | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | |
| 関係課長会議の結果等 | 原案を | | 上部庁議へ付議する。 | | | | (局経営会議) | | | |
| 関係課長会議の出席課・機関等 | 総務法制課 管財課 藤野まちづくりセンター | | 企画政策課 都市整備課 都市建設総務室 | | 経営監理課 道路計画課 津久井土木事務所 | | 財務課 緑区役所区政策課 | | | |
| これまでの庁議での主な意見 | <p>【関係課長会議】 平成31年6月議会の補正予算の内容は、事業費の減額か。 貸付けを行う平成32年1月から3月分の事業費の減額と、平成32年1月から民間事業者へ貸付ける財産収入に係る歳入の補正を行う。 民間事業者へ貸付けはいつからか。普通財産にするのはいつからか。 平成32年1月のリニューアルオープンに併せて普通財産にし、財産の貸付けを行うことで考えている。 廃止条例が議決後は、経過措置で駐車料金を徴収するのか。 「施行期日を定める規則」によって施行日を定め、それまでは現在の条例で管理運営を継続することで考えている。 リニューアルオープン前に行う駐車場整備工事時の財産の取扱は。 行政財産の目的外使用で対応するなど工夫をして、整備工事が駐車場利用者に支障が出ないように配慮する。</p> <p>【事務事業調整会議】 当該駐車場の売払いも考えられないか。 売払いと貸付を比較した場合、将来的に安定した財源確保を図る観点からは貸付の方が効果的であることや、駅前の公共的な駐車場としての役割を維持する重要性を勘案し、民間事業者への貸付を行うこととしたものである。</p> | | | | | | | | | |

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

市営藤野駅周辺駐車場について、平成29年2月に策定した第2次さがみはら都市経営指針(実行計画)に基づき、平成31年度を目途として、管理運営方法等について見直しを行うとともに、相模原市営藤野駅周辺駐車場条例を廃止するもの。

(2) 経過

- 平成4年4月 藤野町役場分庁舎自転車等駐車場として供用開始(現第2駐車場)
- 平成7年4月 藤野町自転車等第二駐車場として供用開始(現第3駐車場)
- 平成13年10月 駅前自転車等駐車場として供用開始(現第1駐車場)
- 平成19年3月 相模原市と合併し相模原市営藤野駅周辺駐車場(現駐車場3箇所)へ名称変更
- 平成27年12月 相模原市経営評価委員会による事務事業評価
- 平成29年2月 第2次さがみはら都市経営指針(実行計画)に民間活力を導入する事業として位置付け
- 平成29年11月 見直し検討の手段としてサウンディング型市場調査の実施
- 平成30年3月 利用者アンケートの実施

(3) 施設概要

- 第1駐車場 面積:1,136.81㎡
自転車・バイク:72台(うち定期利用56台)
自動車:14台(全て一時利用)
- 第2駐車場 面積:115.68㎡
自転車・バイク:45台(全て定期利用)
- 第3駐車場 面積:271.65㎡
自転車・バイク:42台(全て定期利用)

(4) 現在の管理運営

市が直営方式により管理運営を行なっている。(非常勤職員6人/シフト制による交替勤務)

(5) 収支状況(決算額)

H29 (収入)7,392,850円 (支出)8,051,299円 (収支) 658,449円

(6) 今後の管理運営方法等

公の施設としての市営駐車場を廃止した後、当該施設を普通財産へ変更した上で、用途を駐車場に限定して民間事業者へ貸付ける。

(7) 事業実施による効果

市民サービスの向上が図られるとともに、平成28年度から生じている赤字(H28 658,449円)の解消や市有財産の貸付による新たな収入の確保、市職員にかかる人件費(年間1,377,200円)の大幅な削減が見込まれる。

(8) 今後のスケジュール

- 平成30年7月 庁議
- 平成30年8月 地域(自治会等)への説明
サウンディング型市場調査(公募条件の設定)の実施
- 平成30年12月 地域(自治会等)への説明
新たな管理運営に向けての準備
- 平成31年3月 議会(建設部会)への説明
現在の利用者へ周知
- 平成31年5月 事業候補者の決定
- 平成31年6月 議案上程(相模原市営藤野駅周辺駐車場条例の廃止について、補正予算について)
- 平成31年7月 事業者と契約
地域(自治会等)への説明
現在の利用者へ周知
- 平成32年1月 リニューアル・オープン

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 30 年 7 月 30 日

| 案件名 | 地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------------|-----------------------|------------------|--------|---------|----------|----|----|---|----|------|----|----------|----------|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 所管 | 都市建設 | 局区 | まちづくり計画 | 部 | 都市計画 | 課 | 担当者 | | 内線 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 概要 | 平成30年6月18日の東林間駅前地区ほか18地区及び金丸地区地区計画の変更の都市計画決定に伴い、地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審議内容(論点) | 東林間駅前地区ほか18地区及び金丸地区地区計画の変更の都市計画決定に伴う、地区計画条例の改正について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施計画の位置付け | あり | 施策番号及び実施計画事業名 | 45:街づくり活動推進事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審議日 | 関係課長会議 | 平成30年 | 7月 | 12日 | 政策調整会議 | | 年 | | 月 | 日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 局・区経営会議 | 平成30年 | 7月 | 31日 | 政策会議 | | 年 | | 月 | 日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日程等調整事項 | 条例等の調整 | 条例 改廃あり | 議会上程時期 | 平成30年9月 | | 定例会議 | 報道への情報提供 | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | パブリックコメント | なし | 時期 | | | | 議会への情報提供 | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 審議会等、協議会等の設置 | なし | 個人情報の目的外利用等 | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検討経過等 | 関係部局との調整 | | 関係部局名等 | 調整項目 | | 調整状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 総務法制課 | 条例の改正内容 | | 調整中 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 打合せ・会議の経過 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>月日</th> <th>会議名等</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29.8.21</td> <td>関係課打合せ会議</td> <td>金丸地区地区計画の変更について</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | | | | | 月日 | 会議名等 | 内容 | H29.8.21 | 関係課打合せ会議 | 金丸地区地区計画の変更について | | | | | | | | | |
| 月日 | 会議名等 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H29.8.21 | 関係課打合せ会議 | 金丸地区地区計画の変更について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係課長会議の結果等 | 原案を | 上部庁議へ付議する。 | | | | (局経営会議) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係課長会議の出席課・機関等 | 総務法制課 建築・住まい政策課(代理) 都市計画課 | 企画政策課 建築審査課 | 産業政策課 津久井まちづくりセンター | 商業観光課 都市建設総務室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| これまでの庁議での主な意見 | <p>[関係課長会議] [東林間駅前地区ほか18地区] ダンスホールとは具体的にはどういったものか。 ダンススクールとは異なり、不特定多数の人にダンスをさせることを目的とした施設である。 法改正によりナイトクラブはどのように分類されるのか。 ダンスをさせるということに着目するのではなく、照度により分類されることとなる。 法改正から時間が経過しているが、手続きに時間を要したということか。 法改正による地区計画区域内の土地利用に対する動向を注視していたが、土地利用の相談などが無かったため、今回地区計画の変更を行った。 地区計画を策定する際に地域の意向を確認しているのか。 一般的には地域の概ね8割以上の同意に基づき、地区計画を策定しているが、本案件は従前の制限内容を踏襲するものであるため、新たに同意は取っていない。 法改正を地域がどう捉えているかが気になることである。 地域に対しては都市計画説明会と縦覧により、周知は行っている。</p> <p>[金丸地区] 金丸地区のように建築できるものを限定列挙している地区は他にもあるのか。 条例の用途制限の表記は、建築基準法の用途制限の表記に合わせている。このため、用途地域が第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域内で地区計画が定められている地区については、金丸地区と同様に建築できるものを限定列挙している。</p> <p>[事務事業調整会議] 特になし。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事案の具体的な内容

1 概要

(1) 東林間駅前地区ほか18地区

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）が平成27年6月24日に公布され、このうち改正法第1条及び附則第7条によるダンスホールに係る改正について同日に施行され、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、工業地域及び工業専用地域で立地が可能となった。

また、改正法第2条及び附則第8条によるナイトクラブに係る改正について平成28年6月23日に施行されることとなり、準住居地域及び近隣商業地域において立地が可能となった。

については上記の用途地域において地区計画が定められている東林間駅前地区ほか18地区について、法改正後も引き続きダンスホール及びナイトクラブを規制対象とするため、平成30年6月18日に地区計画の変更の都市計画決定を行った。

(2) 金丸地区

金丸地区は平成8年に良好な低層住宅としての住環境と、周辺環境と調和のとれた健全な街並みを保全することを目的に地区計画を策定している。

平成29年7月に本地区計画の建築物の用途の制限に関して自治会館を追加する変更依頼が地域住民からあったため、平成30年6月18日に地区計画の変更の都市計画決定を行った。

2 地区計画の変更の都市計画決定

(1) 東林間駅前地区ほか18地区

対象地区：東林間駅前地区、田名塩田原地区、緑が丘地区、橋本駅南口地区、相模台通り地区、古淵駅周辺地区、原当麻駅東口地区、南台4丁目地区、しおだ地区、リパティ大通り地区、氷川通り地区、橋本都市拠点地区、川尻向原地区、豊町地区、橋本大山町地区、田名清水原赤坂地区、当麻産業拠点地区、当麻宿地区及び内郷東地区
条例を改正する制限内容：建築物等の用途の制限

ア 建築してはならないもののうち「カラオケボックスその他これらに類するもの」（改正前のダンスホールを含まないもの。）を「カラオケボックスその他これらに類するもの」（改正後のダンスホールを含むもの。）に見直し

「ダンスホール」が用途地域の制限から除外されたことから、地区計画により制限を行う。

・対象地区：田名塩田原地区、豊町地区、田名清水原赤坂地区、当麻産業拠点地区、当麻宿地区及び内郷東地区

イ 建築してはならないものに「ダンスホール」を追加

・対象地区：緑が丘地区、古淵駅周辺地区、南台4丁目地区、しおだ地区及び橋本大山町地区

ウ 建築してはならないものに「ダンスホール」及び「ナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3で定めるもの」を追加

・対象地区：東林間駅前地区、橋本駅南口地区、相模台通り地区、古淵駅周辺地区、原当麻駅東口地区、リパティ大通り地区、氷川通り地区、橋本都市拠点地区及び川尻向原地区

エ 建築してはならないもののうち「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」を「ダンスホール」、「ナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3で定めるもの」及び「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」に見直し

・対象地区：しおだ地区、橋本都市拠点地区及び橋本大山町地区

(2) 金丸地区

条例を改正する制限内容：建築物等の用途の制限

ア 建築できるものに「自治会館」を追加

自治会館：本地区の住民を対象とし、その地区外から一時に多数の人又は車が集散するおそれのない建築物であって、その地区内住民の社会教育的な活動又は自治活動を目的として設けるもの（昭和53年8月1日東住街発第172号）

イ 建築基準法の改正（平成27年6月1日施行）に伴い、「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に表現の変更

3 これまでの経過

平成29年10月14日：条例説明会（金丸地区）

12月23日：都市計画説明会

平成30年 5月 8日：都市計画審議会

6月18日：都市計画決定告示

4 今後の予定

平成30年 7月：庁議

9月：市議会9月定例会議に上程（予定）

9月：条例の公布・施行（予定）

庁議(局経営会議) 案件申込書

申込日 平成30年 7月 30日

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|--------------------|--------------------|-----|---------------------|----------|--------------|----|----|--|-----|
| 案件名 | 建築基準法の改正に伴う相模原市手数料条例の一部改正について | | | | | | | | | | |
| 所管 | 都市建設 | 局 | まちづくり計画 | 部 | 建築・住まい政策 | 課 | 担当者 | | 内線 | | |
| | | | | | 建築審査 | 課 | 担当者 | | 内線 | | |
| 概要 | 建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正に伴い相模原市手数料条例に審査事務手数料を追加するもの | | | | | | | | | | |
| 審議内容 (議論の中心 となった点) | 条例改正の考え方について スケジュールについて | | | | | | | | | | |
| 実施計画の 位置付け | なし | 施策番号、施策名称 及び事業名 | | | | | | | | | |
| 審議日 | 関係課長会議 | 平成30年 | 7月 | 18日 | 政策調整会議 | | 年 | 月 | 日 | | |
| | 局経営会議 | 平成30年 | 7月 | 31日 | 政策会議 | | 年 | 月 | 日 | | |
| 日程等 調整事項 | 条例等の調整 | 条例 改廃あり | 議会上程時期 | | 平成30年9月 | 報道への情報提供 | | なし | | | |
| | パブリックコメント | なし | 時期 | | | 議会への情報提供 | | なし | | | |
| | 審議会等、協議 会等の設置 | なし | 個人情報の目的外利用等 | | なし | | | | | | |
| 検討経過等 | 関係部局名等 | | 調整項目 | | | | 調整状況 | | | | |
| | 関係部局との 調整 | | 総務法制課 | | | | 条例の改正手続きについて | | | | 調整中 |
| | | | 経営監理課 | | | | 手数料の考え方について | | | | 調整済 |
| | | | 財務課 | | | | 条例の改正手続きについて | | | | 調整済 |
| | 打合せ・会議の経過 | | | | | | | | | | |
| | 月日 | 会議名等 | | | 内容 | | | | | | |
| | H30.7.11 | 担当者打合せ | | | 条例改正の考え方とスケジュールについて | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | |
| 関係課長会議 の結果等 | 原案を | | 上部庁議へ付議する。 | | | | (局経営会議) | | | | |
| 出席課・ 機関等 | 総務法制課 都市建設総務室 | | 企画政策課 建築・住まい政策課 | | 経営監理課 建築審査課 | | 財務課 | | | | |
| これまでの 庁議での 主な意見 | <p>【関係課長会議】 国際的規模の競技会等における仮設興行場等の仮設建築物とは、具体的にはどういったものか。また、規模の基準はあるのか。 サッカーワールドカップの観客席や国際的自転車レースの給水テント等が考えられる。規模の基準はない。 手数料額の参酌基準はあるのか。 国から基準等は示されていない。なお、手数料額は市場価格の比較が困難なため、類似する既存事務や県内特定行政庁との均衡を基準としている。 9月以降、消費税10%引き上げに伴う手数料全体の庁内検討を行う予定である。今回の改正分についても他の手数料と同様に検討が必要となるので承知しておいてほしい。 承知した。 今月下旬に国の説明会があると聞いているが、内容やスケジュールなどが変更になることはないのか。 政省令に関する説明のため、内容やスケジュールに影響はない。 3か月以内施行分と1年以内施行分とが分けられている趣旨は、何かあるのか。 確認する。(確認したところ)特例許可手続の簡素化などの緩和的改正は3か月以内に施行し、その他の改正は1年以内施行としているもの 法律の公布後3か月以内の施行ということになると、条例は通常どおり提案して、議決日の調整が必要となる。 承知した。</p> <p>【事務事業調整会議】 特になし</p> | | | | | | | | | | |

事案の具体的な内容

1 事案の概要

(1) 条例改正の要因及び趣旨

建蔽率の規制緩和による建築物の建替え等の促進により市街地の安全性の向上を図ることや、大規模建築物等に係る制限の合理化により既存建築ストックの多様な形での利活用の促進を図ること等を目的として、建築基準法の一部が改正されたことに伴う新たな事務に係る手数料の徴収のため、手数料条例の改正を行うもの

(2) 各手数料の設定

「受益者負担の在り方の基本方針」を踏まえ、類似する既存事務の手数料額との均衡や、他の県内特定行政庁が定める予定の手数料額を参酌し、次のとおりとする。

| 条項 | | 手数料を徴収する事務 | | 単位 | 金額(円) |
|---------------------------------|-----------------------------|---|------------------------------------|-----|---------|
| 3 か 月 以 内 施 行 | 法第 43 条第 2 項第 1 号 | 省令基準に適合する道に接する建築物の接道規制を適用除外とする特定行政庁の認定の申請に対する審査 | | 1 件 | 27,000 |
| | 法第 85 条第 6 項 | 国際的規模の競技会等の仮設興行場等を、1年を超えて設置する場合の特定行政庁の許可の申請に対する審査 | | 1 件 | 160,000 |
| 1 年 以 内 施 行 | 法第 53 条第 4 項又は第 5 項 | 壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率の緩和に係る特定行政庁の許可の申請に対する審査 | | 1 件 | 33,000 |
| | 法第 87 条の 2 | 既存不適格建築物の用途を変更する場合に計画的、段階的に現行基準に適合させることを可能とする特定行政庁の認定の申請に対する審査(全体計画の認定) | | 1 件 | 120,000 |
| | 法第 87 条の 3 第 5 項 又は第 6 項 | 用途の変更による建築物の一時転用に係る特定行政庁の許可の申請に対する審査 | 1年以内の転用の許可 | 1 件 | 120,000 |
| | | | 国際的規模の競技会等の興行場等として、1年を超えて転用する場合の許可 | 1 件 | 160,000 |

(注)神奈川県建築行政連絡協議会(特定行政庁(県と県内12市)等)を通じて調査したところ、他の自治体も上記と同額にて定める予定(県内統一金額)

2 スケジュール

平成30年6月 建築基準法の一部を改正する法律公布
 7月 庁議
 8月 市議会9月定例会議へ改正条例案を上程
 9月 改正法の一部施行に合わせ、改正条例の一部施行
 平成31年6月 改正法の全部施行に合わせ、改正条例の全部施行

3 収入見込

建築基準法の一部改正の目的が上記のとおりであるので、新たな事務の需要は見込まれるが、現時点において具体的な件数等を見込むことは困難である。

4 事業実施による効果

建築基準法の一部改正により、市街地の安全性の向上や、既存建築ストックの多様な形での利活用の促進などが期待できる。

都市建設局経営会議 議事録

開催日 平成30年7月31日

出席者 湯山副市長、都市建設局長、まちづくり計画部長、広域交流拠点推進部長、まちづくり事業部長、道路部長、下水道部長、経済部長、緑区副区長、都市建設総務室長、建築・住まい政策課長、建築審査課長、津久井土木事務所長、都市計画課担当課長

1 市営藤野駅周辺駐車場の管理運営に関する今後の取組について

(説明者：道路部長)

(1) 主な意見等

周辺に駐車場はあるのか。

定期利用の駐車場はあるが、一時利用は無い。

「貸付」とした場合、市として駐車場に求める条件は伝えられるのか。
貸付条件を整理するなかで伝えていく。

降雪時の雪かき等の対応について、貸付の条件に盛り込むこと。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

2 地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

(説明者：まちづくり計画部長)

(1) 主な意見等

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が一部改正されてからこれまで、立地等の相談はあるのか。

無い。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

3 建築基準法の改正に伴う相模原市手数料条例の一部改正について

(説明者 : まちづくり計画部長)

(1) 主な意見等

対象となる手数料は、すべて新設なのか。
新設である。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上